

消防車・救急車の緊急走行に ご理解とご協力をお願いします。

知多南部消防組合 消防署 ☎64-0119

消防車や救急車は、皆さんの生命、身体及び財産を守るために、一刻も早く災害現場に急行しなければなりません。そのためには、皆さんのご協力が必要となります。

もしも、緊急車両がサイレンを鳴らして走行してきたら、次のことを守ってください。

●一般道路において、緊急車両が後方から走行してきた場合は、歩行者などに注意をくばり道路の左側に寄ってください。見通しの悪いカーブ等では、カーブを避けて進路を譲ってください。

●交差点付近では、交差点を避け道路の左側に寄って一時停止してください。
★いずれの場合も慌てず、安全を確認してから一時停止し、道を譲ってください。
消防車・救急車が円滑に緊急走行できるように皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いします。



119番



煙からの避難について 知多南部消防組合消防本部予防課 ☎64-0121(直通)

火災のとき、本当に怖いのは煙です。

全国の火災事例をみると、火災で発生した煙を吸い込むことによって、身動きがとれなくなり、死に至る事例がいくつもあります。

火災で犠牲にならないためにも、煙からの避難方法を学んでいきましょう。

煙は高いところから溜まってきます。そのため、低い姿勢をとるなどして避難しましょう。

火災で発生した煙を吸い込むと、肺を火傷したり、呼吸困難になったり、意識をなくしてしまったりします。そのため、タオルやハンカチなどで鼻や口を覆い、少しでも煙を吸い込まないようにしましょう。手元にハンカチやタオルなどがない場合は、着ている服の袖で鼻や口を覆いましょう。



知多南部消防組合における 個人情報保護条例及び情報公開条例の運用について

知多南部消防組合では、知多南部消防組合が持っている個人情報の適正な取り扱いを定めた個人情報保護条例及び公文書の開示を請求する情報公開条例を平成16年4月1日から実施しています。個人情報保護条例は、個人情報の保護とともに皆さんのが自己に関する情報の開示や訂正、削除などを求める権利を保障するものです。情報公開条例は、組合行政に関する住民の知る権利を尊重し公文書の開示を請求する権利を保障するものです。今後も個人情報および公文書の管理を行ってまいります。組合の保有する個人情報取扱事務の登録件数は現在23件です。なお令和5年度におけるこれらの開示請求は2件ありました。